

議案第27号

幕別町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例

幕別町道路占用料に関する条例（昭和52年条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件		占用料		
		単位	料金	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき 1年	430	
	第2種電柱		670	
	第3種電柱		900	
	第1種電話柱		390	
	第2種電話柱		620	
	第3種電話柱		850	
	その他の柱類		支線柱（線及び柱により電柱を支えるもの）	39
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき 1年	4
	地下に設ける電線その他の線類			2
	路上に設ける変圧器		1個につき 1年	380
	地下に設ける変圧器		占用面積1平方メートルにつき 1年	230
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき 1年	780	
	工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局		234	
郵便差出箱及び信書便差出箱			330	
広告塔		表示面積1平方メートルにつき 1年	590	

	その他のもの	時刻表示板、非常用救助袋固定環及び電気自動車のための充電機器	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	780	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径0.07メートル未満のもの		長さ 1 メートルにつき 1 年	16	
	外径0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			23	
	外径0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			35	
	外径0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			47	
	外径0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			70	
	外径0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			93	
	外径0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			160	
	外径0.7メートル以上1メートル未満のもの			230	
	外径1メートル以上のもの			470	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	2	
			その他のもの	8	
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	620	
	その他のもの		上空に設けるもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	390
			地下に設けるもの	230	
その他のもの			780		
法第32条第1項第4号に掲げる施設	アーケード			78	
	日よけ、雨よけ及び雪よけ			780	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額	

設		階数が2のもの		Aに0.006 を乗じて 得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007 を乗じて 得た額
		上空に設ける通路		290
		地下に設ける通路		180
		その他のもの	地下駐車場、通路 (上空又は地下に 設けるもの以外の もの)及びベルト コンベア	780
法第32条第 1項第6号 に掲げる施 設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的 に設けるもの		占用面積1 平方メート ルにつき1 日	6
	その他のもの		占用面積1 平方メート ルにつき1 月	59
道路法施行 令(昭和27 年政令第 479号。以下 「令」とい う。)第7条 第1号に掲 げる物件	看板で電柱類(電柱、電話柱、街灯、消 火栓標識柱)に添架する広告物		表示面積1 平方メート ルにつき1 年	413
	看板(アーチであ るものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1 平方メート ルにつき1 月	59
		その他のもの	表示面積1 平方メート ルにつき1 年	590
	標識	バス停留所標識	1本につき 1年	310
商店・会社・商品名 を表示せず理容 所、クリーニング 所等の業種を示す マーク及び工場、 寮等への道程を示 す案内標識			620	
旗ざお	祭礼、縁日その他 の催しに際し、一 時的に設けるもの		1本につき 1日	6

		その他のもの	1本につき 1月	59
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	6
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	59
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	590
		その他のもの		290
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	780
令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	59
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				78
令第7条第8号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.017を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
その他のもの			Aに0.025を乗じて得た額	
令第7条第9号に掲げる施設	建築物			Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.015を乗じて得た額

令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.015を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.025を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第14号に掲げる施設		Aに0.031を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の幕別町道路占用料に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用に係る占用料から適用し、施行日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。